

公益社団法人厚木市シルバー人材センター会員就業規程

(平成24年4月1日 規程第10号)

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規程は、公益社団法人厚木市シルバー人材センター（以下「センター」という。）会員の就業について必要な事項を定めるものとする。

(就業)

第2条 センターは、定款の目的に基づき会員が自発的に働く意欲と希望により、その能力を発揮できる就業の機会を提供し、相互、共助、共働の実をあげようとするものである。

2 センターは、会員の就業に対し適切な助言をするものとする。

第2章 就業

(仕事の受注)

第3条 センターにおける仕事の受注は、センターが一括して発注者から委託を受け、その交渉に当たるものとし、会員は発注者と受注及び作業条件等につき直接の交渉当事者とならないものとする。ただし、見積書の作成に伴う交渉は、この限りではない。

(仕事の配分等)

第4条 センターは、受注した仕事についてセンター事業及び地域活動に積極的に参加している会員に優先的に配分するとともに、あらかじめ仕事の配分手順、作業時間、完了予定日、配分金等について打合せを行い、就業する会員の合意を得るものとし、その決定事項を文書に記録するものとする。

2 会員は、就業報告書を携行し、契約内容に即した仕事に従事した上、その状況を就業報告書に記録し、発注者又は現場確認者から確認を受け、毎月作業終了後、速やかにセンターに提出しなければならない。

(健康等能力に応じた就業と安全衛生)

第5条 センターは、その受託した仕事との関係において、就業会員の安全衛生災害防止等に配慮するとともに会員の健康と能力に応じた就業を提供するよう努力するものとする。

(就業上の留意事項)

第6条 会員は、就業にあたり相互に次の点に留意するものとする。

- (1) センターから提供された仕事について、誠実に履行するよう努めること。
- (2) やむを得ない事情で約束の就業ができない場合は、事前にセンターに届け出ること。
- (3) 就業上知り得た機密事項及び発注者の不利になることは、他に漏らさないこと。
- (4) 就業に当たっては、安全衛生の確保に万全の注意を払い災害発生の防止に努めること。

- (5) 就業に当たっては、安全・適正就業基準を遵守すること。

第3章 共同作業

(共同作業の留意事項)

第7条 会員が共同作業を必要とする場合は、前条の就業に関する定めに加え、次の点に留意すること。

- (1) 会員の中からリーダーを互選することができる。リーダーは会員の作業順、安全衛生、健康状態、休憩時間、会員相互の連携及び発注者と打合せなどにつきセンターに協力すること。
- (2) 会員は、仕事の遂行について相互に助け合い協力すること。
- (3) 会員は、常に明るい雰囲気のもとで就業できるよう共同責任分担の精神をもって努力すること。
- (4) 会員が就業中に事故やトラブルの当事者となったとき、又は身体に異常を感じたときは、共同作業中の会員は直ちにリーダー、センター又は発注者に連絡するなどの応急の措置をとること。
- (5) 会員は、就業中は常に会員証を携帯しなければならない。

(就業の終了等)

第8条 会員は、次の場合に該当するときは就業を終了又は停止する。

- (1) 就業の定められた期間が満了したとき。
- (2) 本人が就業をとりやめたいという申出のあったとき。
- (3) 天災、地変その他やむを得ない事由によって仕事の継続が不能になったとき。
- (4) 本人の就業がその健康と福祉に反すると認められるとき。
- (5) 会員としてセンターの目的と名誉に反する行為があるとき。
- (6) 安全・適正就業基準に著しく反する行為があったとき。

(センターの措置義務)

第9条 センターは、会員の就業に当たりその安全衛生面で常に配慮し、災害防止などに努力するものとする。

(健康診断)

第10条 会員は、健康診断を受けるなどして、日常自らの健康に留意しその保持に努めるものとする。

- 2 センターは、会員に対し健康福祉に必要がある場合は、就業を一定期間禁じ又は就業時間、職種の変更などをさせることができる。

第4章 傷害保険

(傷害保険)

第11条 会員の就業中又は就業途上における死傷病等（次項においては「事故」という。）については、「シルバー人材センター傷害保険」の約款の定めるところにより補償されるものとする。

2 傷害者、共同作業会員は、事故後、遅滞なくその内容等をセンターに届けて指示に従うものとする。

第5章 損害保険

(損害保険)

第12条 会員が就業中又は就業途上において、発注者又は第三者の身体若しくは財物に損害を与えたときは、「シルバー人材センター賠償責任保険」（次項においては「賠償保険」という。）の約款の定めるところにより、賠償を担保されるものとする。会員の自己負担額は5,000円を限度とする。

2 会員の故意又は重大な過失、若しくは自動車の所有、使用、管理に起因する賠償責任が発生したときなど、賠償保険で担保できない賠償は、会員が負うものとする。

第6章 雑則

(委任)

第13条 この規程に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年10月1日から施行する。